

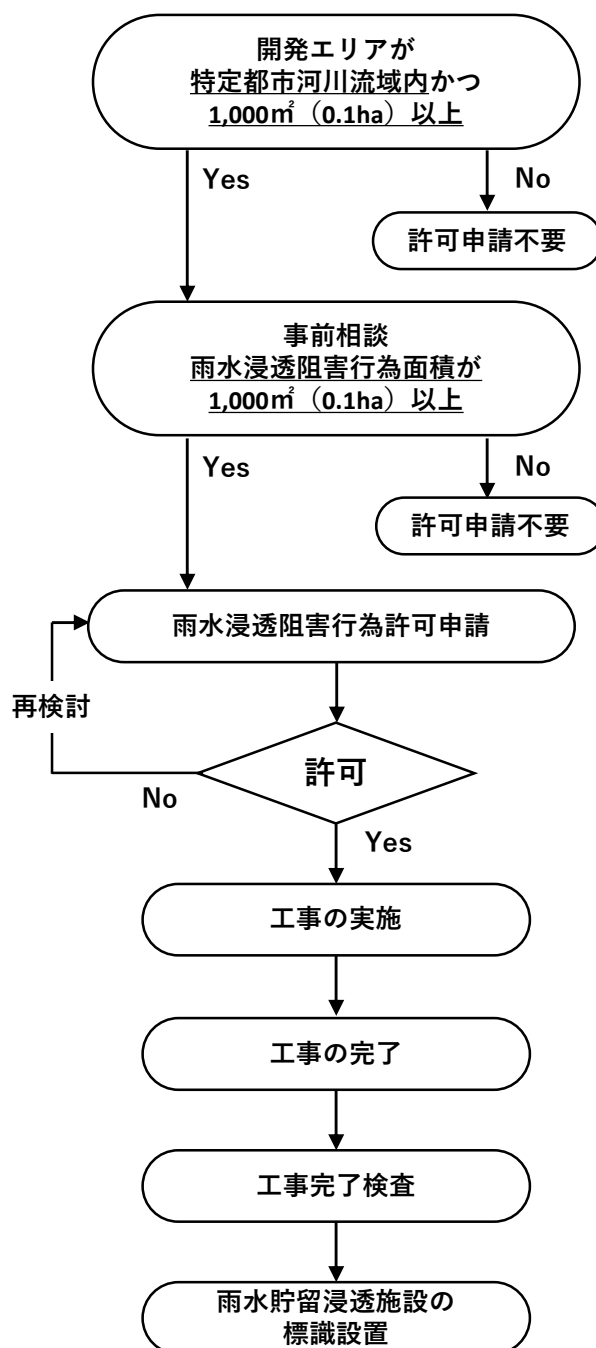
特定都市河川浸水被害対策法における 雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド

令和5年3月

佐賀県

手続きフロー図

雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、事前相談、審査の手順を踏むことになります。



事前相談や申請に必要な書類は以下の通りです。

【書類関係】

事前	申請	様式名	名 称
○		申請様式-8	雨水浸透阻害行為許可事前相談依頼書
	○	別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書
	○	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書
	○	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書
	○	別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書
○	○	申請様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）
○	○	申請様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）
○	○	申請様式-3	行為前後の土地利用集計表
	○	申請様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数
	○	申請様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値
	○	申請様式-6	雨水貯留浸透施設の計画書
	○	申請様式-7	政令第8条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類
	○	申請様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書
	○	別記様式第1号	雨水浸透阻害行為の計画説明書
	○	別記様式第2号	雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書
	○	別記様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書
	○	別記様式第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

【図面関係】

○	○	図面-1	行為区域位置図
○	○	図面-2	行為区域区域図
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）
(※)	○	図面-7	排水施設計画平面図
	○	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図
	○	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）
	○	図面-10	標識設置位置図

【その他資料関係】

○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）
○	○	資料-2	公図の写し
(※)	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果
○	○	資料-4	事業概要書、事業概要図
○	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）
○	○	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）

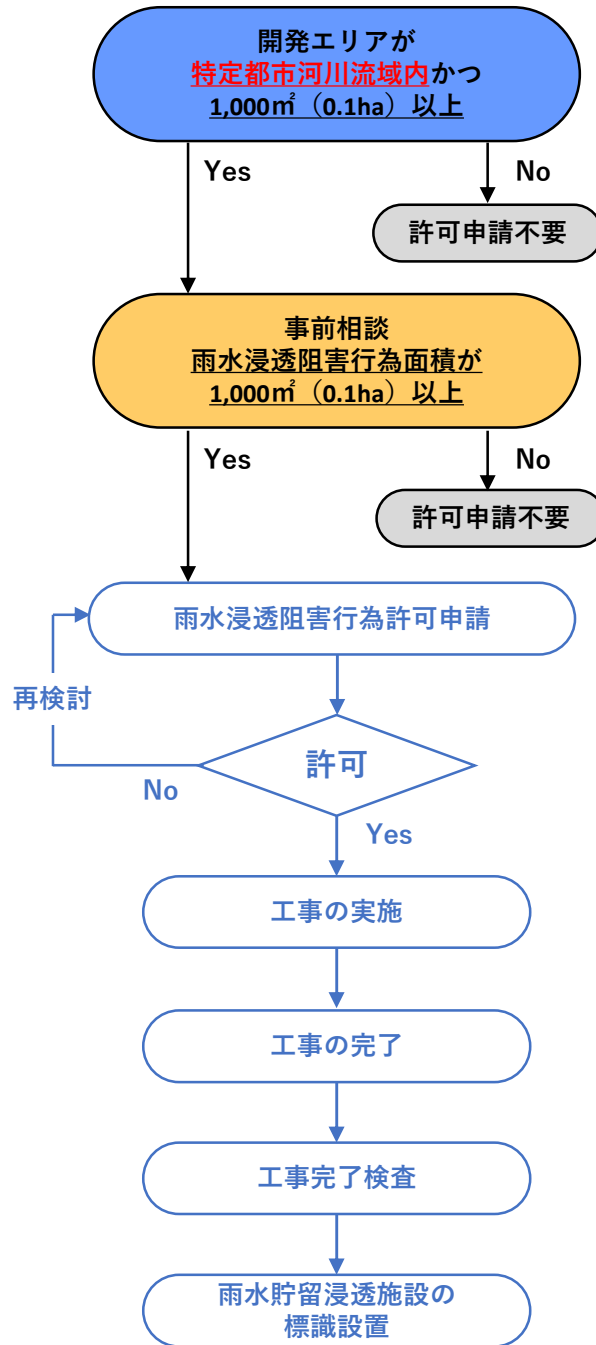
(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

○図面に明示する内容

図面番号	名称	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図	地形図に行為区域の位置を赤色で表示
図面-2	行為区域区域図	行為区域の区域、県界、市町村界、市町村区域内の町又は字の境界、土地の地番、土地の形状
図面-3	現況平面図（行為前）	行為区域及び周辺区域の現況が分かるように表示
図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	地形、事業区域の境界、現況土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、エリア No、エリアごとの面積、既存排水施設の位置を明示
図面-5	土地利用計画図（行為後）	行為後の土地利用計画を可能な限り詳細に表示
図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	事業区域の境界、計画土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、エリア No、エリアごとの面積、計画排水施設の位置を明示
図面-7	排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称を明示
図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図	事業区域内の雨水貯留浸透施設の位置を明示
図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の計画を明示
図面-10	標識設置位置図	事業区域内の標識の位置を明示

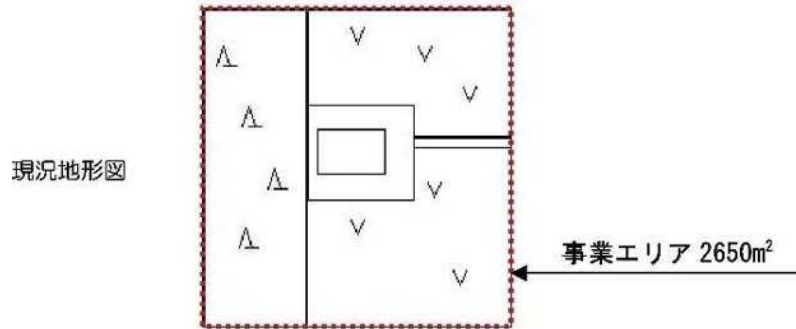
事前相談について

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかを確認するために行うものです。流れは以下の通りです。



■STEP1

現況の各土地利用を判別する。行為区域及び周辺区域の現況が分かるように表示し、土地利用を判別してください。（土地利用の区分は8～9ページの「土地利用の判別方法」やエクセルの判別法タブを参照してください）



■STEP2

現況と計画の土地利用の区分と面積を各々判別して、集計します。

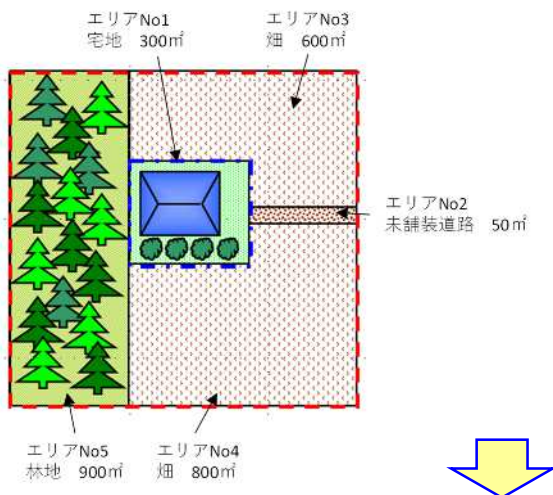


表-1 現況土地利用面積表（単位ha）

NO	宅地		林地 耕地	計
	宅地	道路	原野他	
1	0.03	-	-	0.03
2	-	0.005	-	0.005
3	-	-	0.06	0.06
4	-	-	0.08	0.08
5	-	-	0.09	0.09
計	0.03	0.005	0.23	0.265

注) 未舗装道路は宅地に含まれる

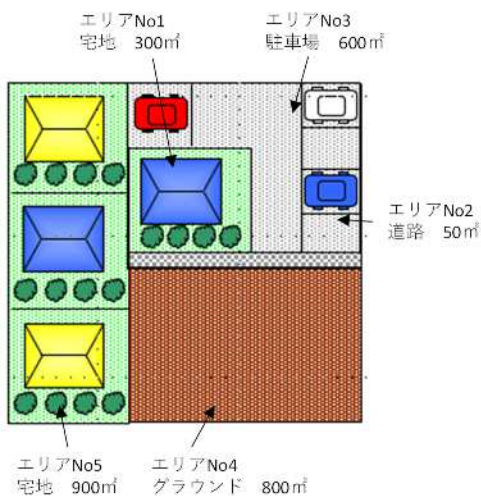


表-2 計画土地利用面積表（単位ha）

NO	宅地		駐車場	運動場	計
	宅地	道路	(舗装)		
1	0.03	-		-	0.03
2	-	0.005		-	0.005
3	-	-	0.06	-	0.06
4	-	-		0.08	0.08
5	0.09	-		-	0.09
計	0.12	0.005		0.06	0.265

■STEP3

○現況の土地利用（事前様式-1）

表-1 より現況の土地利用と面積を各々判別し、集計します。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

様式-1

エリアNo	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水設備を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水設備を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	
1	0.03																		
2					0.005														
3																		0.06	
4																		0.08	
5																		0.09	
小計	0.03	0	0	0	0.005	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.23	
小計2	0.035										0	0				0.23			
合計	0.2650																		

(単位: ha)

○計画の土地利用（事前様式-2）

表-2 より計画の土地利用と面積を各々判別し、集計します。

計画土地利用区分面積集計表（行為後）

様式-2

エリアNo	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水設備を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水設備を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	
1	0.03																		
2					0.005														
3											0.06								
4														0.08					
5	0.09																		
小計1	0.12	0	0	0	0.005	0	0	0	0	0	0.06	0	0	0.08	0	0	0	0	
小計2	0.125										0.06	0.08				0			
合計	0.265																		

(単位: ha)

○雨水浸透阻害行為前後の土地利用集計（事前様式-3）。

様式-1、様式-2 より雨水浸透阻害行為面積を算定します。（自動で計算されるので入力不要です）

行為前後の土地利用集計表

様式-3

土地利用区分		①欄 様式-1 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-2 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積	参考 流出係数	備 考
土 地 利 用 区 分		様式-1 小計1の欄	様式-2 小計1の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則該当 該当の場合面積 (ha) を記入		
宅地等	宅 地	0.03	0.12	0.09	0.09	0.9	宅地等の区分 同士の増減は 対象としない。
	池 沼	0	0	0		1	
	水 路	0	0	0		1	
	た め 池	0	0	0		1	
	道路（法面を有しないものに限る。）	0.005	0.005	0		0.9	
	道路（法面を有するものに限る。）	0	0	0		加重平均	
	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0	0	0		0.9	
	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	0	0	0		加重平均	
	飛行場（法面を有しないものに限る。）	0	0	0		0.9	
	飛行場（法面を有するものに限る。）	0	0	0		加重平均	
小 計	0.035	0.125	0.09	0.09			
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0	0.06	0.06	0.06	0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0	0	0		1	
	小 計	0	0.06	0.06	0.06		
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	0	0	0		0.5	
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0	0.08	0.08	0.08	0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0	0	0		0.5	
	小 計	0	0.08	0.08	0.08		
上記に掲げる土地以外の土地	山 地	0	0	0		0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面	0	0	0		0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.23	0	-0.23		0.2	
	小 計	0.23	0	-0.23			
合 計	0.265	0.265	0	0.23			

④欄の合計 ha
0.1ha (1,000㎡) 以上の場合、申請の対象

(-) の欄は記載不要 (単位: ha)

■結果

上記のケースでは事業エリア 2,650 ㎡に対し、現況で宅地等面積（宅地 300 ㎡、道路 50 ㎡の合計 350 ㎡）を除いた 2,300 ㎡が雨水浸透阻害行為面積となり、1,000 ㎡ (0.1ha) を超えることから許可申請が必要となります。

■土地利用の判別方法①

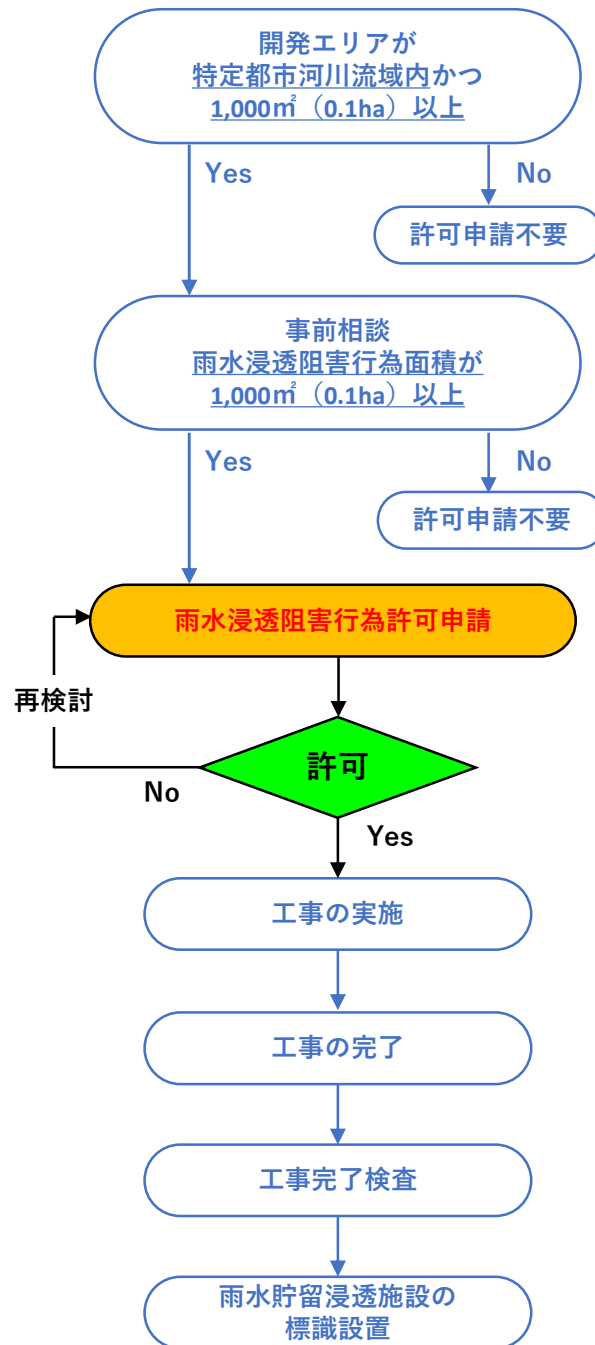
	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	①宅地	0.90	宅地は、次に掲げる建物(工作物を含む)の用に供するための土地をいう。 (A)現況において、建物の用に供している土地 (B)過去において、建物の用に供している土地	宅地は、建物の屋根面積のほか、庭等も含めた一団をもって宅地とする。
	②池沼	1.00	常時、又は一時的に水面を有する池沼をいう。	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	③水路	1.00	常時、又は一時的に水面を有する水路をいう。	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲とする。
	④ため池	1.00	常時、又は一時的に水面を有するため池をいう。	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路(法面を有しないものに限る) ⑥道路(法面を有するものに限る)	・法面を有しないもの 0.90 ・法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。)及び法面以外の土地(流出係数は 0.90 とする。)の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路をいう。道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路かどうかは問わない。 未舗装でも、一般の交通の用に供していれば道路とする。	道路の範囲は、路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。 法面は区分し整理する。
	⑦鉄道線路(法面を有しないものに限る) ⑧鉄道線路(法面を有するものに限る)	・法面を有しないもの 0.90 ・法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。)及び法面以外の土地(流出係数は 0.90 とする。)の面積により加重平均して算出される値	鉄道道路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲(高架の鉄道を含む)をいう。 操車場は鉄道道路に含まれない。	法面は区分し整理する。
	⑨飛行場(法面を有しないものに限る) ⑩飛行場(法面を有するものに限る)	・法面を有しないもの 0.90 ・法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。)及び法面以外の土地(流出係数は 0.90 とする。)の面積により加重平均して算出される値	飛行場は、空港・ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む)をいう。	法面は区分し整理する。

■土地利用の判別方法②

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
舗装された土地	①①コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた土地(法面は含まず)をいう。	
	①②コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた法面をいう。	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	①③ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	ゴルフ場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	①④運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	運動場の敷地すべてではなく、排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	①⑤ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	建築物が建築できる程度、又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(排水施設が設置されたゴルフ場、運動場等を除く)をいう。 施工段階で締め固められた土地であっても、耕起が行われることにより通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態のものは、締め固められた土地に該当しない。	
上記に掲げる土地以外の土地	①⑥山地	0.30	平均勾配が10%以上の土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分(①)~(⑤)、(⑦)、(⑧)以外の土地で、平均勾配10%以上の土地をいう。
	①⑦人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	人工的に造成され、植生に覆われた法面をいう。	
	①⑧林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林、又は草地等を形成している土地(山地、林地、原野)をいう。 耕作の目的に供される土地(水田〈灌漑中であるか否かを問わない〉を含む)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分(①)~(⑤)、(⑦)、(⑧)以外の土地で、平均勾配10%未満の土地をいう。

申請許可について

事前相談において雨水浸透阻害行為面積が 1,000 m² (0.1ha) 以上であることが確認された場合、許可申請の対象となります。流れは以下の通りです。



○別記様式第 1 号

雨水浸透阻害行為の計画を説明します。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設 計 者 (法人の場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号							
	氏名										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針											
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該を超える区域を含む。)内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計		
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該を超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計		
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量				(㎡/秒)			行為後の流出雨水量			(㎡/秒)
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造		管理者(所属先)		
そ の 他											

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（所属先）等を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

○申請様式-4

行為前後の流出係数を算出します。

1. 行為区域の概要

様式-4

(※位置及び行為前後の土地利用区分のわかる平面図を添付すること)

行為区域位置 住所：〇〇市〇〇区〇〇町

行為面積 〇.〇〇〇〇 (ha)

行為前後の土地利用区分

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0700	0.5200
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路(法面を有しないもの)	0.90		0.0850
		道路(法面を有するもの)			
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
		鉄道線路(法面を有するもの)			
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
		飛行場(法面を有するもの)			
宅地等以外の土地	関第2連号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95		0.1950
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50		
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80		
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	土第3号第1の掲号土げか地	山地	0.30		
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20	0.7300		
その他					
面積計			0.8000	0.8000	
平均流出係数			0.261	0.912	

○申請様式-5

降雨位前後の流出雨量を算定します。

様式-5

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

$$\text{合理式} \quad Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q: 流量 (m^3/s)

f: 流出係数 (様式-1より)

r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h) (基準降雨より)

A: 集水面積 (ha) (様式-1より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.261 \times 121.6 \times 0.8000 = 0.0706 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.912 \times 121.6 \times 0.8000 = 0.24649 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$0.24649 \text{ m}^3/\text{s} - 0.07060 \text{ m}^3/\text{s} = 0.17589 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.17589 m^3/s 分をカットする対策が必要。

○申請様式-6

雨水貯留施設・雨水浸透施設の計画について記載します。

		下段	上段(2段オリフィスの場合)
放流口形状	形状	円形	
	直径	0.184	
	高さ	—	
	幅	—	
管底位置(池底から)		0.000	

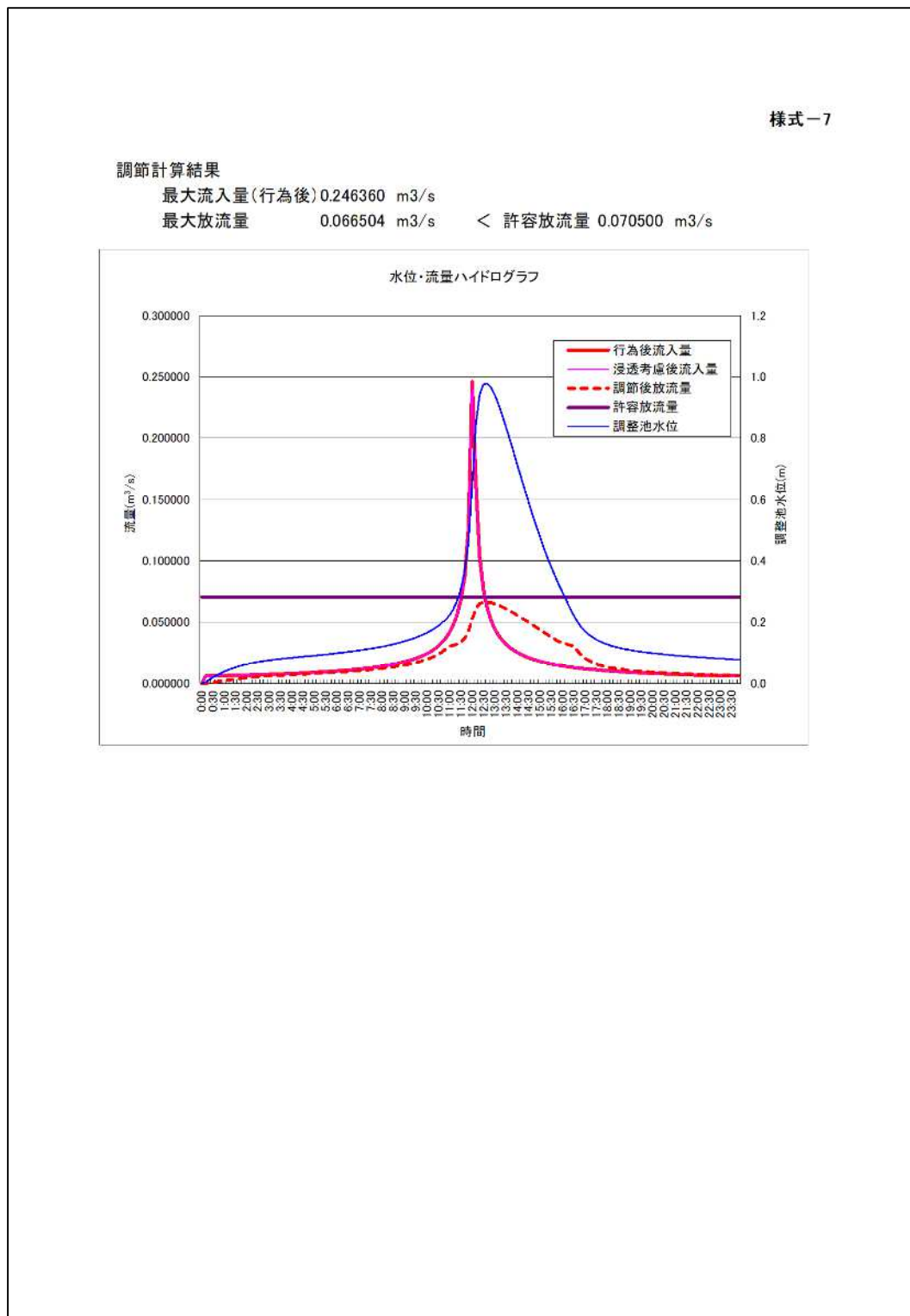
H	V
0.000	0.00
1.000	432.00

流出抑制施設の配置位置(平面図)

様式-6

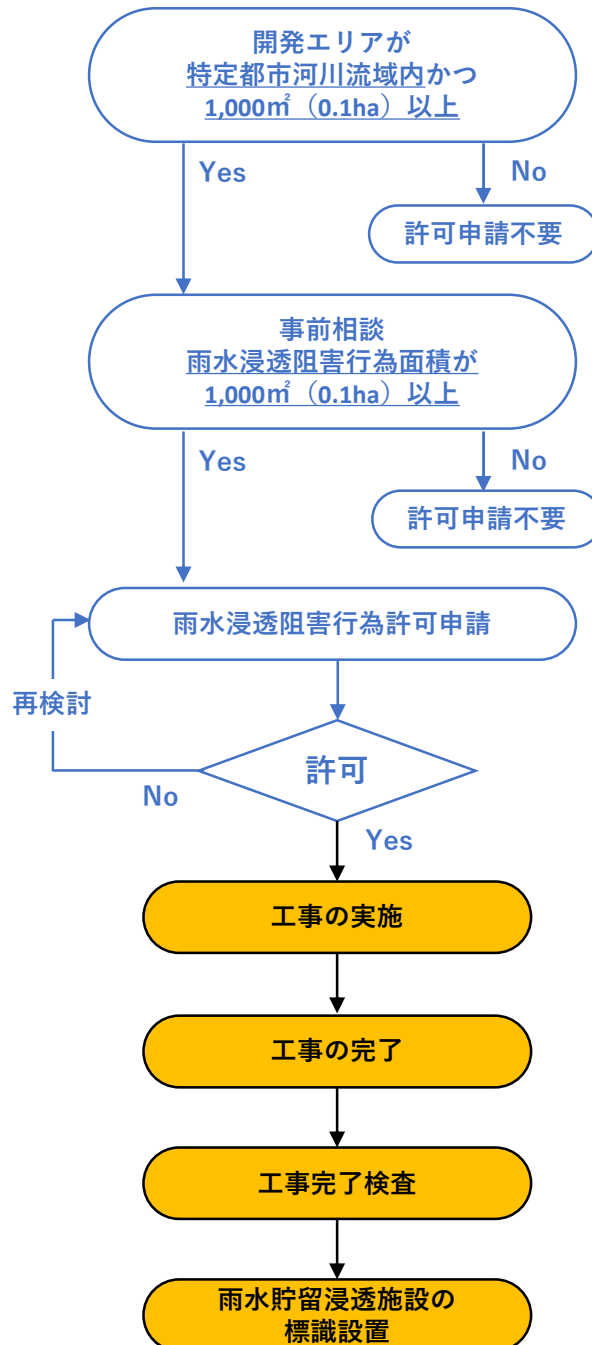
○申請様式-7

技術基準と適合していることを確認します。計算結果：行為前最大流出量 $Q = 0.0705\text{m}^3/\text{s}$ に対し、行為後 $Q = 0.2464\text{m}^3/\text{s}$ となります。これを雨水貯留施設の設置により、行為前の最大流出量 $Q = 0.0705\text{m}^3/\text{s}$ 以下におさえれば、行為前の雨水流出量最大値まで抑制されたことが、証明されます。



工事の実施から完了について

工事実施から工事完了までの流れは以下の通りです。



○工事の実施

工事を開始します。

工事着手に必要な書類

様式	名称
別記様式第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書



○申請内容に変更があった場合には、再度申請・許可が必要

ただし、工事着手予定日及び工事完了予定日の変更は届出で可。

申請内容の変更に必要な書類

様式	名称
別記様式第2号	雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書
別記様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書



○工事完了届出書を提出

工事完了後、雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出してください。

工事完了に必要な書類

様式	名称
別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書



○工事廃止届出書を提出

工事を廃止する場合、雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出してください。

工事廃止に必要な書類

様式	名称
別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書



○工事完了検査を実施

工事完了検査合格後、検査済証が発行されます。



○雨水貯留浸透施設の標識を設置

標識の設置は佐賀県が行います。なお、設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置時期等については協議させてください。

○別記様式第4号 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

別記様式第4号 (第6条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第6条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する
工事(許可番号 年 月 日 第 号)について、次のとおり着手しましたので届
け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工 事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手(予定)年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含 まれる地域の名称	
工事施工者 (法人にあ つては、主 たる事務所 の所在地、 名称及び代 表者の氏名)	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 (電話番号)
	現 場 管 理 者 の 氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

○別記様式第2号 雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書

別記様式第2号（第5条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	
年 月 日	
佐賀県知事 様	
申請者（協議者） 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の〕 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号	
特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 の規定により、雨水 浸透阻害行為 第37条第4項において準用する同法第35条 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請 について協議が成立した 事項の変更について 協議 します。	
変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積 (㎡)
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
	4 対策工事の計画の概要
変 更 の 理 由	
雨水浸透阻害行為の許可番号 年 月 日 第 号	
工事の計画の変更する事項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日 年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日 年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日 年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日 年 月 日
その他必要な事項	
※ 受付番号 年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件	
※ 変更の許可番号 年 月 日 第 号	

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

○別記様式第3号 雨水浸透阻害行為変更届出書

別記様式第3号 (第5条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる 地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に 関する工事の 着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に 関する工事の 完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の 着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の 完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

○別記様式第3 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

【特定都市河川法施行規則】

別記様式第3（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

○別記様式第4 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

【特定都市河川法施行規則】
別記様式第4（第二十六条関係）
雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書
年 月 日
殿
届出者 住所 氏名
特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。
記
1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日
2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称
備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。